

令和4年12月定例会議事録

令和4年
第12回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年12月7日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 羽島市役所3階 301・302会議室

3. 出席農業委員(14名)

1番	西川 ひとみ	2番	田中 敏信	4番	石原 晃
5番	大井 幸男	6番	花村 直良	7番	森川 朝子
8番	加藤 芳正	9番	時田 昌子	10番	山田 倉造
11番	浅野 喜代子	12番	服部 春彦	13番	佐藤 文恵
15番	大曾根 佳明	16番	岩田 悟		

4. 欠席委員(2名)

3番 伊藤 克巳 14番 宮田 圭

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第5 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第47号 羽島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の解嘱について

第7 報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第9 報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

第10 報告第32号 農地利用状況調査の結果報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

農政課長 安田 裕治 農政係長 後藤 祐人

事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 足立 光輝 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中14名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第12回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、1番委員及び15番委員を指名する。

第2 議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 「議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、番号26番から29番を議題といたします。
事務局より説明願います。」

○局長補佐 「番号26番は、農地の売買で、申請地は〇〇〇〇、面積は472㎡、農業振興地域内農用地区域外の農地が1筆です。
譲渡人である〇〇〇〇は労力不足の理由から〇〇〇〇に売買したいとの申請です。
譲受人は、経営面積が62.8アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。
また、申請地は自宅から約1km以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
続きまして、番号27番は、売買です。〇〇〇〇、面積198㎡と〇〇〇〇、面積198㎡で、農業振興地域内農用地区域外の農地が1筆と農用地区域内の農地が1筆です。」

譲渡人である〇〇〇〇は生活資金充当の理由から〇〇〇〇に売却したいとの申請です。

一方、譲受人は、経営面積が101.9アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。

申請地は自宅からおおむね1kmの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続きまして、番号28番は、贈与です。〇〇〇〇、面積は16㎡で、農用地区域内の農地が1筆です。

譲渡人である〇〇〇〇は手間不足の理由から〇〇〇〇に贈与したいとの申請です。

一方、譲受人は、経営面積が116.2アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。

申請地は自宅から約1.8kmの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続きまして、番号29番は、売買です。〇〇〇〇、面積132㎡と〇〇〇〇、面積1,639㎡で、農業振興地域内農用地区域外の農地が1筆と農用地区域内の農地が1筆です。

譲渡人である〇〇〇〇及び〇〇〇〇は手間不足の理由から〇〇〇〇に売買したいとの申請です。

一方、譲受人は、今回の売買により経営面積が54.4アールとなり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。

申請地は自宅からおおむね200mの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上4件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 員 (質問、意見なし)

○議長 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第43号について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第43号について、許可決定いたします。」

第3 議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議 長 「議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の内、番号10番及び番号11番を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号10番、11番については関連する案件のため、まとめて説明させていただきます。本日お配りしましたNo.10と書かれた資料は、申請者より提出された営農計画書と現地の写真です。修正をお願いしたい箇所があります。2ページ、8ページの作付面積を124㎡に訂正をお願いします。資料は委員会終了後、回収しますので机上に残しておいてください。〇〇〇〇は、平成28年11月に営農型太陽光発電施設を設置し、下部で水稻の栽培をするということで農用地区域内の農地のため、3年以内の一時転用の許可を得ました。令和元年の12月に2度目の一時転用の更新をし、今回3度目の更新の申請をされました。

地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇、〇〇〇〇の2筆で〇〇〇〇の西に位置します。令和元年の更新の際、発電施設下部における栽培作物を水稻からマコモタケに変更しております。

マコモタケは東濃地域での栽培が盛んであり、平均単収は岐阜県事例の数値100キロを根拠としています。申請者は9年ほどマコモタケの栽培実績があり、他市町で申請地同様、太陽光発電設備下部においてマコモタケの作付けを行っており、ネット通販など販売ルートも確立されております。マコモタケは無農薬、化学肥料を使用せず栽培しており、続けて作付けをすると土が痩せてしまうため、3年後以降の作物は未定としているとのことでした。

事務局からの説明は以上となります。」

○議 長 「それではここで、申請者の方に入室していただきます。」

(申請者、入室)

- 議長 「申請者より、営農計画等についてご説明願います。」
- 申請者 「〇〇〇〇と申します。
当地ではマコモダケを栽培しています。
マコモダケは全国で様々な人が栽培をしていますが、確立された栽培方法がありません。
そのため、手探り状態で毎年栽培を行っています。
収穫物は主に関東へ出荷しています。
今後3年間もいままでと同様、マコモダケの栽培を行おうと考えていますが、土地の状況を見て、転作や休耕も考える時期にきています。」
- 議長 「それでは、申請者に対しまして、何かご質問・ご意見はございませんか。」
- 委員 「マコモダケは水田で栽培できるものなのですか。」
- 申請者 「水田でしか栽培できません。」
- 委員 「今年はいつ頃収穫しましたか。
私は近くに住んでいるので、よく現地を拝見しています。
圃場の管理はよくされていると思いますが、収穫している姿を見たことがありません。
どの時間帯にどの程度の収穫作業をされたのでしょうか。」
- 申請者 「10月前半に収穫しました。
二人で作業をして1時間程度で収穫作業は終了します。」
- 議長 「それでは、申請者には、ここで退室していただきます。
本日はありがとうございました。」
- (申請者、退室)
- 議長 「審議に入ります前に、ここでご検討いただく時間を5分ほどとらせていただきたいと思います。」

(時間経過)

- 議 長 「先ほどの議案第44号について、ご質問・ご意見はございませんか。」
- 委 員 (質問なし)
- 議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第44号について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委 員 (挙手、多数)
- 議 長 「賛成、多数ですので、議案第44号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 議 長 「議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、番号28番を議題といたします。
事務局より説明願います。」
- 農地係長 「番号28番について、転用事業者は申請地を取得して、建設業資材置き場および駐車場として転用したいとの申請です。
No.28と書かれた地図をご覧ください。
申請地は〇〇〇〇に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合の規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北西側は水路、東側・南側は畑、南西側は雑種地となっています。南東にはブロック擁壁を設け、水路の一部にはU字溝を設置し周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。」
- 議 長 「ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございませんか？」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第45号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第45号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 「議案第46号を議題といたしますが、〇〇委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、〇〇委員にはここで退席をしていただきます。」

(〇〇委員退室)

「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号677番については、〇〇〇〇が合計面積4,037㎡について、使用貸借にて利用権設定をするものです。以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第46号について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。」

(挙手、多数)

○委員

「賛成、多数ですので、議案第46号については、異議がないものとして意見を決定いたします。

○議長

それではここで、〇〇委員の除斥を解きます。」

(〇〇委員入室)

第6 議案第47号 羽島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の解嘱について

○議長

「議案第47号「羽島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の解嘱について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

「本日、配布いたしました「農地最適化推進委員の解嘱について」と書かれました資料をご覧ください。

なお、この資料は会議終了後、回収させていただきますので、机上に残してお帰りいただきますよう、お願いいたします。」

○局長補佐

〇〇〇〇推進委員、〇〇歳。

担当エリア：〇〇〇〇です。

それでは本審議に至る経緯をご説明します。

令和4年4月より、農業委員会活動に関して、複数回、本人の携帯電話及び自宅電話へ架電しましたが応答がありませんでした。

この間、現地確認の依頼等の業務は、同〇〇町の〇〇〇〇推進委員にお願いしておりました。

令和4年10月18日、自宅ポストへ、折り返しのご連絡を求める文書を投函し、翌日、10月19日に妻から電話がありました。

当電話において、〇〇推進委員は〇〇により長期入院中であることが判明しました。

併せて、令和4年12月に退院予定であるとお聞きしています。

また、当電話にて妻の携帯電話の番号をお聞きしましたが、以降、同携帯電話にて、連絡が取れないため、令和4年11月4日、11月11日、11月24日に再度文書にて連絡を求めましたが、応答はありませんでした。

なお、11月24日投函の文書において、連絡をいただけない場合は解囑を検討させていただく旨、通知しております。

以上より、農業委員会等に関する法律第21条（推進委員の解囑）の規定により、「推進委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合」に該当するか、審議をお願いいたします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。」

○委員 （質問、意見なし）

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第47号について、異議がないものとして承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 （挙手、多数）

○議長 「賛成、多数ですので、議案第47号については、異議がないものとして承認することといたします。」

第7 報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第9 報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 「報告第29号「農地法第3条の3の規定による届出報告について」、報告第30号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について」、報告第31号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について」を併せて事務局より報告願います。」

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

第10 報告第32号 農地利用状況調査の結果報告について

- 議長 「報告第32号「農地利用状況調査の結果報告について」を事務局より報告願います。」
- 局長補佐 「本日、机上配布いたしました「報告第32号 農地利用状況調査結果報告について」と書かれました資料をご覧くださいと思います。9月1日から9月30日にかけて、事務局職員と、農業委員の皆様方、そして、農地利用最適化推進委員の方々と一緒に、市内全域を対象として農地利用状況調査を行いました。この農地利用状況調査では、昨年度の調査以前から調査対象となっている農地と、今年度新たに発見した適正に管理されていない農地を調査しました。なお、市街化区域は農地中間管理機構の借り受け対象からは除外されているため、遊休農地としての位置づけは行っておりません。資料の1ページ目の表にありますように、昨年度からの継続調査を行った農地は全部で93筆、今年度から新たに調査した土地は全部で13筆、合計で106筆の利用状況調査を行いました。資料の2ページ目以降は、町ごとの調査結果となっております。2ページ目以降の表の一番右の列に、今年度の調査結果が示されております。適正に管理されていない状態が解消された場合には「良」となり、適正な管理がなされていない場合には、その状態によって、「不良」か「経過観察」と表記されております。特に状態が酷い場合は「不良」、そこまでの状態ではないが適正に管理されていない場合には「経過観察」となります。今回のこの利用状況調査により、昨年度以前から引き続き「不良」あるいは「経過観察」とされた農地については、遊休農地として位置づけされ、それらの農地の所有者等に対し、利用意向調査を実施することとなります。この利用意向調査は、その遊休農地を今後自分で耕作する意思があるのか、農地中間管理機構に間に入ってもらって他の人への貸付けを希望するかといった今後の利用の意向を調査するものでありますが、来週中には対象者に対し調査票を発送する予定であります。簡単ではありますが、以上で、農地利用状況調査の結果報告を終わり

ます。」

○議 長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。